いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例手引書

いわき市生活環境部環境企画課

令和７年８月

目　次

Ⅰ　はじめに ..... - 1 -
Ⅱ　条例の概要 ..... - 2 -
1　目的（第１条） ..... - 2 -
2　定義（第２条） ..... - 2 -
3　基本理念（第３条） ..... - 3 -
4　責務（第４条、第５条、第６条、第７条） ..... - 3 -
5　適用を受ける事業（第８条） ..... - 4 -
6　手続き・届出等の内容 ..... - 5 -
7　維持管理等（第 15 条） ..... - 5 -
8　指導又は助言（第 18 条） ..... - 6 -
9　報告の徴収（第 19 条） ..... - 6 -
10　立入検査等（第 20 条） ..... - 6 -
11　勧告（第 21 条） ..... - 6 -
12　国等への通報（第 22 条） ..... - 6 -
13　公表（第 23 条） ..... - 6 -
14　委任（第 24 条） ..... - 6 -
15　施行期日・経過措置（附則） ..... - 7 -
Ⅲ　必要な手続き・届出等 ..... - 9 -
1　手続き・届出等の流れ ..... - 9 -
2　手続き・届出等の内容 ..... - 10 -
（１）事業計画概要書（第９条、第 10 条） ..... - 10 -
① 事業計画概要書の提出 ..... - 10 -
② 受理の通知 ..... - 10 -
（２）説明会の開催（第 11 条、第 12 条） ..... - 11 -
① 説明会の周知 ..... - 11 -
② 意見の聴取・回答 ..... - 11 -
③ 説明会の報告 ..... - 11 -
（３）三者協定（第 13 条） ..... - 12 -
（４）工事の着手等の届出(第 14 条) ..... - 13 -
① 工事着手届 ..... - 13 -
② 工事変更届 ..... - 15 -
③ 工事中止・廃止・再開届 ..... - 17 -
④ 工事完了届 ..... - 17 -
（５）氏名等変更届、承継届（第 16 条） ..... - 18 -
① 氏名等変更届 ..... - 18 -
② 承継届 ..... - 18 -

（６）事業終了届、撤去完了届（第 17 条） ..... - 18 -
① 事業終了届 ..... - 18 -
② 撤去完了届 ..... - 19 -
Ⅳ　手続き・届出等の相談先、注意点とお願い ..... - 20 -
１　手続き・届出等の相談先 ..... - 20 -
２　手続き・届出等の注意点とお願い ..... - 20 -
Ⅴ　各種法令における規定（主なもの） ..... - 21 -

Ⅰ　はじめに

再生可能エネルギー発電事業については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT 制度：再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度）や環境問題への注目の高まりなどにより、全国的に太陽光発電を中心に再生可能エネルギー発電設備の導入が進んでいます。

国においては、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、こうした社会情勢等からも、今後、さらに再生可能エネルギーの導入が進むことも考えられます。

再生可能エネルギーの利用は、地球温暖化対策に貢献するものであり、カーボンニュートラルを目指す本市にとっても積極的に取り組むものでありますが、再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い、自然環境や景観、生活環境等への影響のほか、災害の発生が懸念されるため、そうした影響等の低減を図る必要があります。

そのため、本市では、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギー発電施設の適正な導入、安定的な維持管理の実現により、現在から将来にわたり、自然環境等の保全、災害の未然防止等を図るため、「いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例」を制定しました。

事業者におかれましては、関係法令及びこの条例を遵守し、ルールに則って適正に再生可能エネルギー発電事業を行うよう、お願いいたします。

以下、この手引きにおいて、「いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例」を「条例」、「いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例施行規則」を「規則」として説明しています。

Ⅱ　条例の概要

1　目的（第１条）

脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの利用を推進することが求められる一方、再生可能エネルギー発電施設の導入については、再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）が適正に設置され、安定的に維持管理されることが基本となります。

本条例は、いわき市における再エネ発電設備の導入、維持管理に関し、必要な事項を定めることにより、現在から将来にわたり、自然環境等を保全し、地域との調和を保ち、及び、共生し、並びに、災害を未然防止することを目的とするものです。

この目的の実現のため、本条例では具体的な手段として、

① 市、事業者、土地所有者等及び市民の責務を明らかにすること（第４条～第７条）

② 再エネ発電設備の設置等に関し、必要な措置を講ずること（第９条～第 17 条）

③ 指導又は助言、立入検査等及び勧告などの行政指導並びに国等への通報及び事業者名の公表の措置に関すること（第 18 条～第 23 条）

を規定しています。

2　定義（第２条）

(1)	再生可能エネルギー発電設備	再エネ特措法で規定される、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいいます。 なお、附属設備は管理棟、電線、電柱を除きます。
(2)	事業	再エネ発電設備による発電に加え、その前段に必要となる土地の形質の変更（土地開発や立木竹の伐採）及び設置工事等についても適切な管理等が必要なことから、本条例でいう「事業」の対象として定義します。
(3)	事業区域	事業を実施する場所のうち、その範囲を指し、再エネ発電設備（付帯する設備を含む。）を設置する土地と定義します。 また、当該土地以外の土地とは、柵等で境界を示すことが管理上必要なことから、区域の境界があることも定義に加えています。
(4)	事業者	事業を実施する主体です。なお、実施には、事業計画の作成行為も含めます。（本条例の定義では、既に事業を実施している者も対象に含まれます。）
(5)	地域住民等	事業区域が所在する区域を管轄する地縁による団体（いわゆる区や自治会）の範囲内に居住する個人はもとより、区域内の法人その他の団体を包含しています。
(6)	土地所有者等	事業区域内の土地の所有者はもとより、実質的にその土地を占有又は管理する者を包含しています。

３　基本理念（第３条）

再エネ発電設備の設置等は、本市の自然環境等を活用するものであることから、導入に際し、自然環境等を保全し、その恩恵が将来にわたって享受されるようにしなければならないことを規定しています。

４　責務（第４条、第５条、第６条、第７条）

市の責務 （第４条）	再エネ発電設備の設置等に関し、事案に応じ必要な措置を講じる責務があることを明らかにするものです。
事業者の責務 （第５条）	① 関係法令及び条例を遵守するとともに、自然環境等の保全及び災害の防止のため、再エネ発電設備及び事業区域の適正な管理を行わなければなりません。 ② 地域住民等との良好な関係を構築するよう努めなければなりません。 ③ 事業を終了しようとするときは、再エネ発電設備を放置することなく速やかに撤去し、事業区域に係る土地を原状に回復するよう努めなければなりません。 　原状の回復とは、再エネ発電設備を撤去し、廃棄物等を適正に処分し、土砂流出等の懸念や、周辺環境への悪影響が無い状態とすることを想定しています。
土地所有者の責務 （第６条）	事業区域内に存する自らが所有し、占有し、または管理する土地を適正に管理するとともに、本条例に基づいて行う市の措置に協力するよう努めなければなりません。
市民の責務 （第７条）	本条例に基づいて行う市の施策及び措置に協力するよう努めてください。

５　適用を受ける事業（第８条）

本条例の適用となる規模要件…**発電出力１０ｋW以上の事業**

※すべての再生可能エネルギーが対象です
（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど）

☑ 発電出力が１０ｋW未満の事業であっても、複数実施する場合で事業者及び事業区域に一体性が認められる場合は、本条例が適用されます。

☑ FIT・FIP 認定事業のほか、発電事業者と需要者（企業）との相対取引での売電事業も対象となります。

☑ ただし、次の事業は本条例の適用外となります。

［適用外の事業］

（１）建築物の屋根、屋上又は壁面に設置した太陽光発電事業

自らが管理する建築物に付属して太陽光発電施設を設置することは一般に普及しており、当然にして建築物と併せて維持管理されることが期待されることから、建築物の屋根等に太陽光発電に係る再エネ発電設備を設置する事業については適用除外とします。

（２）個人が自己の居住する土地及びその隣接地に設置する５０ｋW未満の太陽光発電事業

自宅やその隣接地の利用可能な範囲内で設置する場合は、自らの生活環境の保全のために適正に維持管理されることが期待されることから、電気事業法に基づき電気主任技術者を選任・配置する必要がある５０ｋWに満たない規模の太陽光発電事業については適用除外とします。

なお、店舗兼住宅も居住する土地に含みますが、再エネ発電設備の設置者は当該店舗兼住宅の居住者個人名義である必要があります。

（３）発電した全ての電気を事業区域又はその隣接地で、事業者自らが利用する事業

再エネ発電設備で得られた全ての電気を自らの事業所等で利用する場合、設備の維持管理が不適切であっては、当該事業所等の運営に支障が発生するため、常時、適正な維持管理を行うと考えられることから、適用除外とするものです。

（４）洋上風力発電事業

いわゆる洋上風力発電等の海域での再生可能エネルギー発電については、別途法律で対応等が規定されていることから、適用除外とするものです。

６　手続き・届出等の内容

事業計画概要書（第９条、第 10 条）、説明会の開催（第 11 条、第 12 条）、
三者協定（第 13 条）、各種届出（第 14 条、第 16 条、第 17 条）

事業者は、次に掲げる手続き・届出が必要となります。

事業計画概要書 （第９条、第 10 条）	発電事業に関する計画について市との協議
説明会の開催 （第 11 条、第 12 条）	地域住民等に対する事業計画の説明等
三者協定 （第 13 条）	地域住民等、事業者及び市の三者による協定
工事の着手等の届出 （第 14 条）	設置工事の着手、完了の届出（設置工事の変更、中止、再開、廃止を含む）
氏名等変更届、承継届 （第 16 条）	事業者の氏名等の変更、地位の承継の届出
事業終了届、撤去完了届 （第 17 条）	発電事業の終了、発電設備の解体・撤去・廃棄その他必要な措置と当該措置の完了の届出

※ 詳しくは、この手引きのＰ９～P19 をご覧ください。

７　維持管理等（第 15 条）

・　事業者は、再エネ発電設備及び事業区域を常時安全かつ適正な状態に保つよう維持管理する必要があります。

・　事業者は、災害その他の事由により事業区域や周辺環境に影響が生じた場合は、速やかに必要な措置を講じ、その旨を市長に報告（環境保全上の支障発生等報告）する必要があります。

災害その他の事由とは、地震、落雷、大雨、強風等の自然災害、不慮の故障による不具合の発生や人為的な損害・盗難であって、日常的な保守点検において対応する範囲の軽微な故障や部品の交換を除いた、安全と適正な状態の維持の支障となる事案すべてを示すものです。

また、発電施設自体の損壊・故障はもとより付帯設備や事業区域での事故等、周辺環境に影響を及ぼした事案又は及ぼしうる事案の全てが報告の対象となります。

【提出書類】

1	第８号様式（環境保全上の支障発生等報告書）
2	報告内容を確認できる資料（状況写真、発生場所の位置図等、対応経過及び対応計画など）（※任意様式）

８　指導又は助言（第 18 条）

市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができるものとします。

９　報告の徴収（第 19 条）

市に事業者に対する行政指導として書面による報告を求める権限を付与するため、規定するものです。

条例の施行に必要な限度とは、第１条の目的にいう「自然環境等の保全、地域との調和及び共生並びに災害の防止」を達成するために必要な範囲と解し、これらの達成に支障があると考えられる場合、市は事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることで、事業の実施状況を確認し、確認結果に応じて適切な措置を講じるものとします。

10　立入検査等（第 20 条）

市に事業者に対する行政指導として事業区域等に立入検査を行う権限として規定するものです。

条例の施行に必要な限度とは、第１条の目的にいう「自然環境等の保全、地域との調和及び共生並びに災害の防止」を達成するために必要な範囲と解し、これらの達成に支障があると考えられる場合、市は立入検査等を実施することで、事業の実施状況を確認し、確認結果に応じて適切な措置を講じるものとします。

第２項では、立入検査の実施にあたって必要となる手続きを示しております。

また、立入検査は刑事訴訟法の規定による手続きと異なることから、第３項でこれを明らかにしています。

11　勧告（第 21 条）

市長が、届出など本条例に定める手続きを行わない事業者や行政指導（助言、報告徴収、立入検査等）に従わない事業者などに対する勧告を行う権限として規定するものです。

12　国等への通報（第 22 条）

法令違反が疑われる不適正事案を覚知した場合又は第 21 条に基づく勧告に従わない事業者への対応として、国等に通報する場合があります。

13　公表（第 23 条）

勧告に従わない事業者がある場合、当該事業者名等を公表する場合があります。

14　委任（第 24 条）

本条例の施行にあたって必要となる事項の詳細については、別途「規則」により定めることを規定するものです。

15　施行期日・経過措置（附則）

本附則は、本条例の施行に関する事項を規定するものです。

なお、経過措置として、一部の条項については遡及適用するとともに、既存事業者であっても、条例施行から一定期間経過後に一定の要件を満たす事業内容の変更を行う場合は、当該変更について届出を行うこととしています。

（施行期日）

１　この条例は、令和７年 10 月１日から施行します。

（経過措置）

２　既存事業者（令和７年９月 30 日までに再エネ発電設備の設置工事に着手した者）については、この条例の規定（第５条、第８条、第 15 条から第 20 条まで、第 21 条（第１号から第３号までに係る部分を除く。）、第 22 条及び第 23 条の規定を除く。）は、適用しません。

※次ページの表をご参照ください

３　既存事業者は、令和７年 11 月１日以降に、次に該当する事業の変更を行ったときは、速やかに、必要書類を添えて、市長に既存事業変更の届出を行う必要があります。

⑴ 条例施行日（令和７年 10 月１日）時点の発電出力より 10kW 以上増加する変更

⑵ 再エネ発電設備の寸法、構造及び設置場所の変更

⑶ その他、市長が別に定める変更

【提出書類】

1	附則別記様式（既存事業変更届）
2	事業区域について 登記事項証明書、公図の写し、位置図、造成計画平面図、縦横断図、求積図、現況の写真、周辺の状況が分かる資料
3	再エネ発電設備について 仕様書、配置図、平面図、立面図、構造図

（検討）

４　市長は、自然環境等の保全、地域との調和及び共生並びに災害の防止を図る観点から、おおむね３年ごとに、本条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

条例における新規・既存事業者の適用関係一覧

手続等	新規事業者※	既存事業者※
事業者の責務 （第５条）	○	○
事業概要の提出 （第９条）	○	×
説明会の開催 （第 11 条）	○	×
三者協定 （第 13 条）	○	×
工事着手、変更、中止、完了の届出 （第 14 条）	○	×
維持管理等 （第 15 条）	○	○
氏名等変更、地位の承継の届出 （第 16 条）	○	○
事業終了の届出 （第 17 条）	○	○
指導又は助言 （第 18 条）	○	○
報告の徴収 （第 19 条）	○	○
立入検査 （第 20 条）	○	○
勧告 （第 21 条）	○	○
国等への通報 （第 22 条）	○	○
事業者名の公表 （第 23 条）	○	○
既存事業変更の届出 （附則）	×	○

【凡例】適用…「○」、適用除外…「×」

※ 新規事業者…令和７年１０月１日以降に工事に着手した事業者
既存事業者…令和７年９月３０日までに工事に着手した事業者

Ⅲ　必要な手続き・届出等

1　手続き・届出等の流れ

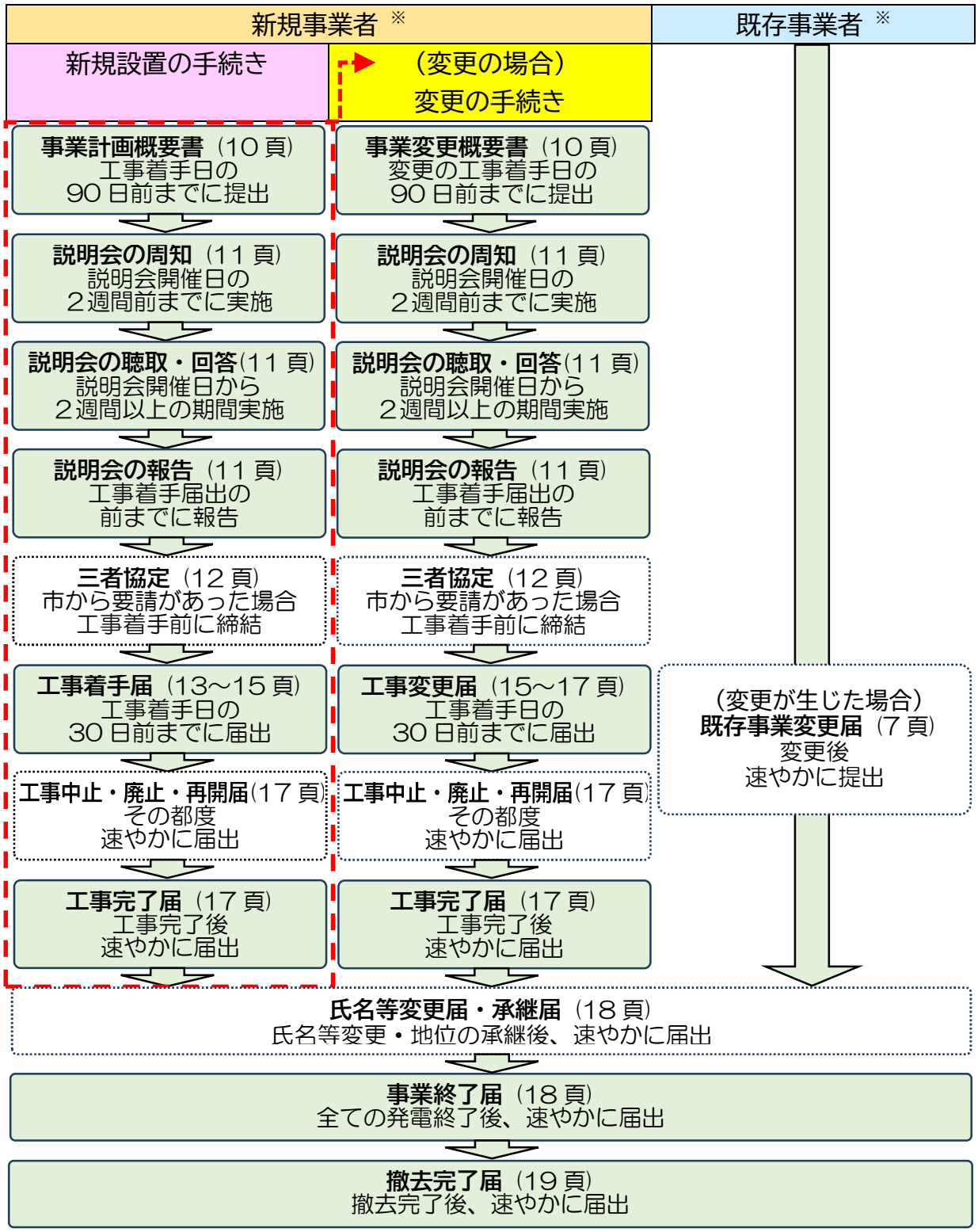

【凡例】 …必要となる手続き　…条件により必要となる手続き

※　新規事業者…令和７年１０月１日以降に工事に着手した事業者
　　既存事業者…令和７年９月３０日までに工事に着手した事業者

２　手続き・届出等の内容

（１）事業計画概要書（第９条、第 10 条）

① 事業計画概要書の提出

≪新規設置の場合≫

事業者は、事業を実施しようとするときは、**工事に着手する日の 90 日前まで**に、当該事業に係る計画の概要に関する書類を作成し、必要書類を添えて、市長に提出しなければなりません。

【提出書類】

1	第１号様式（事業計画概要書）
2	第２号様式（関係法令等手続き状況報告書）及び 第２号様式の別紙（「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る関係法令等の確認及び手続き状況」）
3	誓約書
4	その他市長が必要と認める書類 ➡事業区域の位置図、再エネ発電設備の配置図、工程表

≪変更の場合≫

事業者は、事業の変更（※手続きに該当する変更に限る）を行おうとするときは、当該変更の**工事に着手する日の 90 日前まで**に、当該事業の変更の概要に関する書類を作成し、市長に提出しなければなりません。

【提出書類】**※変更の前後の内容を明確に示して下さい。**

1	第３号様式（事業変更概要書）
2	第２号様式（関係法令等手続き状況報告書）及び 第２号様式の別紙（「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る関係法令等の確認及び手続き状況」）
3	その他市長が必要と認める書類 ➡事業区域の位置図、再エネ発電設備の配置図、工程表

※手続きに該当する「変更」は次のとおりです。

ア. 事業計画概要書に記載された発電出力より 10kW 以上増加する変更

イ. 再エネ発電設備の寸法、構造及び設置場所の変更

ウ. その他、市長が別に定める変更

② 受理の通知

市長は、提出された書類の内容を確認後、受理した旨を事業者に文書で通知します。

また、当該計画又は変更の概要に対して必要に応じ、参考に意見を付すこととします。この意見については、事業計画と関係した意見でなければならず、事業計画を中止等させる効力を有するものではありません。

これらの手続きの完了後に、事業者は説明会を実施するよう努めることとします。

（２）説明会の開催（第 11 条、第 12 条）

① 説明会の周知

事業者は、新規設置工事又は変更（手続きに該当する変更（２(1)①に記したもの）に限ります。）工事の着手の届出を行う前に説明会を開催する必要があります。

説明会の開催にあたっては、**開催の日の２週間前まで**に、次のいずれかの方法で**周知を行う**必要があります。

ア．投函又は戸別訪問による書面の配布

イ．回覧

ウ．広報いわきへの広告掲載

なお、説明会の開催にあたって、周知すべき範囲については、定義にある「地域住民等」までとしていますが、この範囲に含まれない住民等が説明会に参加することを排除する趣旨の規定ではありません。

② 意見の聴取・回答

事業者は、**説明会の開催の日から２週間以上の期間を定めて、**事業に係る地域住民等の**意見を聴取**し、当該意見に対する回答を行う必要があります。

意見の聴取・回答は、次に掲げる方法とします。

	意見の聴取		意見の回答
方法１	地域住民等が、事業者へ書面により意見を事業者に提出	➡	事業者が、地域住民等へ書面の送付により回答
方法２	地域住民等が、事業者へインターネット（E メール、回答フォーム等）を通じて意見を送信	➡	事業者が、地域住民等へインターネット（E メール、回答フォーム等）を通じて回答を送信

③ 説明会の報告

事業者は、新規設置工事又は変更（手続きに該当する変更（２(1)①に記したもの）に限ります。）**工事の着手の届出を行う前**に、当該**説明会の報告書**を作成し、地域住民等の意見への回答の書類を添えて、市長に提出する必要があります。

※ 再エネ特措法に基づく説明会（事前周知措置も含む）や環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に基づく準備書の説明会を開催し、当該説明会等に係る報告書等を市長に提出した場合は、本条例に基づく説明会は省略できます。

（３）三者協定（第 13 条）

次に掲げる事業については、**工事の着手日より前に、**事業者、市、地域住民等の代表者（区長）との間で、事業の運用管理に係る三者協定を締結するよう努める必要があります。

・環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例の対象となる規模の事業
（太陽光は 20MW 以上、風力は７MW 以上）
・締結が必要と市長が認める事業

協定の内容は、次の事項を含むものとします。

【再エネ発電施設の工事管理】

・事業者は、工事による環境影響について、防災、環境保全及び景観保全に係る適正な措置を講じ、環境影響を回避または低減する。
・工事期間中の土砂流出等による災害や地下水や湧水への影響を未然に防止するため、事業者は、土地造成または改変を最小限とするよう努め、また、防災施設の適切な設置及び維持管理、周辺河川等の巡回などを行う。
・落雷、暴風等が予想される場合、事業者は、危険防止措置や事前点検を行う。
・工事による被害が発生し、事業者が損害賠償責任を負う場合、事業者は、適切かつ誠実な補償を行う。また、事業者が損害賠償責任を負わない場合も適切かつ誠実な対応を行うように努める。

【再エネ発電施設の運用管理】

・落雷、暴風等が予想される場合、事業者は、危険防止措置や事前点検を行う。
・設備の異常または破損等による被害が発生し、事業者が損害賠償責任を負う場合、事業者は、適切かつ誠実な補償を行う。また、事業者が損害賠償責任を負わない場合も適切かつ誠実な対応を行うように努める。
・事業を終了した設備について、事業者は、撤去までの期間、倒壊等による周辺への危険がないよう適切に管理し、可能な限り速やかに撤去及び適切な処分を行う。また、事業終了後の再エネ発電設備の撤去・処分の費用を積立等により確保する。

また、再エネ発電設備の変更の届出を行ったときは、変更の内容に応じて、三者協定で定めた事項への影響等を鑑み、見直しを行うこととしています。

さらに、再エネ発電設備を第三者に貸し付けようとする場合には、協定の締結主体として、当該借り受け者に対し、これまで同様に協定を遵守させることとしています。

また、地位の承継に係る譲渡や合併、分割又は相続があったときは、協定の締結主体としての地位についても同様に承継することとしています。

（注）管理運用に係る「協定」とは、事業の実施のための工事期間中の事項、事業実施中の管理に係る事項、維持管理上実施した環境保全措置・測定等の結果の報告等を示し、市や地域住民等の代表者（いわゆる区長等）と経済的な利益等の授受に関するものではありません。

（４）工事の着手等の届出(第 14 条)

① 工事着手届

事業者は、**工事に着手する日の 30 日前まで**に、必要書類を添えて、市長に工事着手の届出を行う必要があります。

事業者に求める書類を大きく分類すると、

ア．事業主体に係る情報が分かる資料（住民票、登記事項証明書など）

イ．設置等の工事や設置後の維持管理に必要な資力を有することが分かる資料
（財務諸表、収支見込計算書、廃棄積立計画書など）

ウ．再生可能エネルギー発電設備の仕様等に係る資料
（仕様書、配置図、平面図、立面図及び断面図など）

エ．事業期間中の維持管理等の計画に関する資料
（環境保全の計画書、雨水排水施設の流量計算書、非常時の連絡体制図など）となり、これらの必要書類が整っていれば受理となります。

なお、**これらの書類のうち、再エネ特措法に基づき FIT・FIP 制度の認定を取得しようとする場合は、当該認定取得のため作成した書類を以て替えることができます。**

なお、本条例でいう工事とは、再エネ発電設備本体の設置に係る作業に限定するものではなく、再エネ発電設備の設置のために必要となる造成等の土木工事、立木竹の伐採、取り付け道路等の設置等の前段階となる工事一式を含みます。

【提出書類】

	書類	分類
1	第４号様式（工事着手届）	－
2	事業実施工程表	ア
3	事業経歴書	ア
4	（個人の場合） 住民票の写し	ア
5	（法人その他の団体の場合） 定款、登記事項証明書、役員名簿（氏名、住所、役職）	ア
6	資金計画書 その他財務に関する書類 ・事業の実施に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 ・（個人の場合） 金融機関が発行する残高証明書 ・（法人その他の団体の場合） 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書） ・事業全体（設置工事、維持管理、修繕、売電、撤去等）の収支見込計算書	イ

7	事業区域について 登記事項証明書（土地の所有権を有さない場合は、土地の使用権原を有することを証する書類を含む）、公図の写し、 位置図、造成計画平面図、縦横断図、求積図、現況の写真、周辺の状況が分かる資料（直近の民家・道路等との位置関係・距離を示したもの）	ア、ウ
8	再エネ発電設備について 仕様書、配置図、平面図、立面図、構造図	ウ
9	事業区域内の工作物について 工作物（標識・囲い等）の仕様書 及び 配置図	ウ
10	雨水排水施設について 平面図（排水経路を含む）、立面図、構造図、流量計算書	ウ
11	保守点検及び維持管理の計画に関する書類 ①次の事項を含めた、再エネ発電設備、雨水排水施設及び事業区域内の工作物についての保守点検計画 ・点検部位（例：太陽光パネル、架台、雨水桝、雨水開渠） ・点検内容（例：破損、汚れ、雑草の繁茂、異常音の有無） ・点検頻度（例：１回／週、２回／月） ・点検結果（<u>異状の有無、異状有の場合の詳細情報及び対応結果を含めること</u>） ②次の事項を含めた、事業区域内の維持管理計画 ・草刈り又は雑草の除去の頻度 ・清掃の頻度 ・地盤の崩落、外部への土砂流出などの確認の頻度	エ
12	保険の加入計画等に関する書類	エ
13	防災及び環境保全の計画に関する書類 ①工事中及び運用中における次の項目の対策を記載した環境保全計画 　騒音、振動、粉塵、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損、景観、（太陽光の場合）反射光、（風力の場合）影 ②自然災害（大雨、暴風、落雷、地震等）の発生又は発生が予見される場合に講じる措置を記載した防災計画	エ
14	事業終了後の措置に関する書類 ・土地の原状回復又は事業終了後の土地利用に係る計画書 ・設備の廃棄に係る廃棄費用の総額 ・廃棄費用の算定方法 ・廃棄費用の積立開始時期及び終了時期 ・廃棄費用の毎月の積立単価	イ、エ

	・(太陽光発電事業の場合) 太陽光パネルのメーカー名、製造期間及び鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの４物質の含有情報 ・設置及び解体工事に伴って発生する廃棄物（汚泥、木くず、がれき類等）の種類及び残土の種類ごとの排出見込量	
15	非常時の連絡体制図（緊急連絡網） ※関係行政機関の連絡先の他、事業者、事業者担当者及び保守点検責任者の連絡先（緊急時に連絡が取れる電話番号）を含むこと	エ
16	その他市長が必要と認める書類 ➡第２号様式の別紙（「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る関係法令等の確認及び手続き状況」）	―

② 工事変更届

事業者は、事業の変更（手続きに該当する変更（２(1)①に記したもの）に限ります。）を行おうとするときは、**変更の工事に着手する日の30日前まで**に、必要書類を添えて、市長に工事変更の届出を行う必要があります。

「事業の変更」とは、工事着手届において届け出た事項のうち、施設の仕様等であって次の掲げるものを変更する場合を示し、同様に届出を行うようにするものです。

手続きに該当する「変更」は次のとおりです。
ア. 事業計画概要書に記載された発電出力より 10kW 以上増加する変更
イ. 再エネ発電設備の寸法、構造及び設置場所の変更
ウ. その他、市長が別に定める変更

【提出書類】**※変更の前後の内容を明確に示して下さい。**

下表の１（第５号様式）と２～16 のうち事業の変更に係る書類を添付して下さい。

1	第５号様式（工事変更届）
2	事業実施工程表
3	事業経歴書
4	（個人の場合） 住民票の写し
5	（法人その他の団体の場合） 定款、登記事項証明書、役員名簿（氏名、住所、役職）
6	資金計画書 その他財務に関する書類 ・事業の実施に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 ・（個人の場合） 金融機関が発行する残高証明書 ・（法人その他の団体の場合） 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書） ・事業全体（設置工事、維持管理、修繕、売電、撤去等）の収支見込計算書

7	事業区域について 登記事項証明書（土地の所有権を有さない場合は、土地の使用権原を有することを証する書類を含む）、公図の写し、 位置図、造成計画平面図、縦横断図、求積図、現況の写真、周辺の状況が分かる資料（直近の民家・道路等との位置関係・距離を示したもの）
8	再エネ発電設備について 仕様書、配置図、平面図、立面図、構造図
9	事業区域内の工作物について 工作物（標識・囲い等）の仕様書 及び 配置図
10	雨水排水施設について 平面図（排水経路を含む）、立面図、構造図、流量計算書
11	保守点検及び維持管理の計画に関する書類 ①次の事項を含めた、再エネ発電設備、雨水排水施設及び事業区域内の工作物についての保守点検計画 ・点検部位（例：太陽光パネル、架台、雨水桝、雨水開渠） ・点検内容（例：破損、汚れ、雑草の繁茂、異常音の有無） ・点検頻度（例：１回／週、２回／月） ・点検結果（異状の有無、異状有の場合の詳細情報及び対応結果を含めること） ②次の事項を含めた、事業区域内の維持管理計画 ・草刈り又は雑草の除去の頻度 ・清掃の頻度 ・地盤の崩落、外部への土砂流出などの確認の頻度
12	保険の加入計画等に関する書類
13	防災及び環境保全の計画に関する書類 ①工事中及び運用中における次の項目の対策を記載した環境保全計画 騒音、振動、粉塵、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損、景観、（太陽光の場合）反射光、（風力の場合）影 ②自然災害（大雨、暴風、落雷、地震等）の発生又は発生が予見される場合に講じる措置を記載した防災計画
14	事業終了後の措置に関する書類 ・土地の原状回復又は事業終了後の土地利用に係る計画書 ・設備の廃棄に係る廃棄費用の総額 ・廃棄費用の算定方法 ・廃棄費用の積立開始時期及び終了時期 ・廃棄費用の毎月の積立単価 ・（太陽光発電事業の場合）太陽光パネルのメーカー名、製造期間及び鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの４物質の含有情報

	・設置及び解体工事に伴って発生する廃棄物（汚泥、木くず、がれき類等）の種類及び残土の種類ごとの排出見込量
15	非常時の連絡体制図（緊急連絡網） ※関係行政機関の連絡先の他、事業者、事業者担当者及び保守点検責任者の連絡先（緊急時に連絡が取れる電話番号）を含むこと
16	その他市長が必要と認める書類 ➡第２号様式の別紙（「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る関係法令等の確認及び手続き状況」） ➡工事の元請業者を示した書類（法人名称、代表者職及び氏名、担当者の氏名と連絡先を記載したもの） ➡事業の責任者（工事の発注担当者）を示した書類（氏名及び連絡先を記載したもの）

③ 工事中止・廃止・再開届

事業者は、工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開したときは、速やかに、市長に工事中止・廃止・再開の届出を行う必要があります。

工事の「中止」とは、一連の工事の実施にあたり、天災その他やむを得ない事情による中断、若しくは、事業者又は工事の受注者の都合により相応の期間又は期限を定めず、作業を実施することができなくなった状態を指し、休業等により一時的に作業を実施していない状態は除くものとします。

工事の「廃止」とは、事業計画を完成させることなく、事業自体を今後実施しない状態を指します。

工事の「再開」とは、前述のように中止状態にあった工事が、再び継続して作業が可能な状態に復し、現に作業を行う状態に至ったときとします。

【提出書類】

1	第６号様式（工事中止・廃止・再開届）

④ 工事完了届

事業者は、工事を完了したときは、速やかに、市長に工事完了の届出を行う必要があります。工事完了届出後、市で、工事着手届出の内容に適合しているか確認します。

工事の「完了」とは、制御機器類の操作により容易に事業を開始可能な段階に至ったことを指し、完了後においては、市は施工内容と条例の届出との整合性を確認する旨規定しています。

なお、市長が行う「確認」は、あくまで①工事着手届出又は②工事変更届出に適合しているかを確認するものであり、当該届出以外の項目について適否を審査するものではありません。

【提出書類】

1	第７号様式（工事完了届）
2	状況写真（着工前・竣工後の様子など）及び撮影位置図

（５）氏名等変更届、承継届（第 16 条）

① 氏名等変更届

事業者は、氏名等の変更を行った場合は、速やかに、必要書類を添えて、市長に氏名変更等の届出を行う必要があります。

「氏名等の変更」とは、事業者が個人である場合は、その氏名及び住所の変更に加え、事業者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名、法人の主たる事務所の所在地の変更を指し、これら事業主体の基本的情報に変更があった場合、情報を把握するために届出を求めるものです。

【提出書類】

1	第９号様式（氏名等変更届）
2	（個人の場合）住民票の写し
3	（法人その他の団体の場合）登記事項証明書
4	その他市長が必要と認める書類

② 承継届

事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続により事業者の地位を承継した者は、速やかに、必要書類を添えて、市長に承継の届出を行う必要があります。

地位の「承継」とは、再エネ発電設備の売買取引による事業主体の変更に加え、事業者全体又は一部の買収又は合併等により、事業主体が第三者に変更され、当該第三者が新たな再エネ発電設備の所有者となった場合、個人の事業者から再エネ発電設備を財産として相続し、当該相続人が新たに再エネ発電設備の所有者となった場合を指します。

【提出書類】

1	第 10 号様式（承継届）
2	（個人の場合）住民票の写し
3	（法人その他の団体の場合）定款、登記事項証明書、役員名簿
4	誓約書
5	その他市長が必要と認める書類 ➡承継したことを証する書類（譲渡契約書、売買契約書など）

（６）事業終了届、撤去完了届（第 17 条）

① 事業終了届

事業者は、事業区域内の全ての再エネ発電設備の発電を終了したときは、速やかに、市長に事業終了の届出を行う必要があります。

発電の「終了」とは、再エネ発電設備による発電をとりやめ、今後発電を行わない状態を指します。

【提出書類】

1	第 11 号様式（事業終了届）

② 撤去完了届

事業者は、事業区域内の全ての再エネ発電設備の撤去を完了したときは、速やかに、市長に撤去完了の届出を行う必要があります。

再エネ発電設備の撤去の「完了」とは、設置された工作物のみならず、工作物の基礎や付帯設備、事業区域に設置された柵その他管理に必要な工作物等の全てが撤去された状態を指します。

また、市による現地確認等の結果、撤去後なお事業区域内に残置されているものがある場合は、撤去が未完了であるとし、速やかに残置物の処分を促すものとし、必要に応じて関係部署と連携して残置物の適正な処分に係る指導を行うこととします。

【提出書類】

1	第 12 号様式（撤去完了届）
2	廃棄物の品目、数量、収集運搬の実施者並びに処分の方法及び実施場所が分かる書類（産業廃棄物管理票、廃棄物の処理委託契約書）
3	自ら再利用※したものの品目、数量及び利用先の一覧が分かる書類
4	再利用※のために第三者が引き取ったものの品目、数量、引取金額及び引取先の一覧が分かる書類
5	第三者に売却したものの品目、数量、売却額及び売却先の一覧が分かる書類
6	撤去完了後の状況が分かる写真及び撮影位置図
7	その他市長が必要と認める書類

※「再利用」とは、撤去した再エネ発電設備（例：太陽光パネル）を利用し、別の事業区域において発電事業を行うことを言います。

Ⅳ　手続き・届出等の相談先、注意点とお願い

１　手続き・届出等の相談先

〒970-8686　福島県いわき市平字梅本 21
いわき市 生活環境部 環境企画課 環境保全係
E-mail：kankyokikaku@city.iwaki.lg.jp

※下記ホームページを併せてご確認ください。
https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1751516866170/index.html

２　手続き・届出等の注意点とお願い

本条例は、令和７年 10 月１日から施行します。

このため、本条例の規定は、施行日（令和７年 10 月１日）以降に、再エネ発電設備を設置する工事（樹木の伐採、土地の形質の変更等、当該発電設備を設置するために必要な工事を含みます。）に着手する事業に適用することが基本となりますが、維持管理等（第 15 条）、氏名等の変更及び地位の承継の届出（第 16 条）、事業の終了に関する届出等（第 17 条）、指導又は助言（第 18 条）、報告の聴取（第 19 条）、立入検査等（第 20 条）、勧告（第 21 条（同条第１号から第３号までに係る部分は除きます。））、国等への通報（第 22 条）、公表（第 23 条）の規定については、施行の際、すでに再エネ発電設備を設置又は設置工事に着手している場合を含めたすべての事業に適用することになります。

これらの手続きや届出等は、地域理解の確保を図るためにも重要なものです。

必要な手続き・届出等を行わない場合や市の求めに応じない場合は、指導や勧告の対象になり得ますので、関係法令等及び本条例を遵守し、適正に事業を実施いただくようお願いいたします。

自然環境及び生活環境の保全、地域との調和及び共生並びに災害の防止が図られるよう、特段の配慮をお願いいたします。

Ⅴ　各種法令における規定（主なもの）

● 再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（事業者に関する主な条文）

（定義）

第 94 条第３項　この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

1. 太陽光
2. 風力
3. 水力
4. 地熱
5. バイオマス　（６号略）

（認定事業者の義務）

第 10 条の３第１項　認定事業者は、第９条第４項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画（第 10 条第１項の規定による変更若しくは追加の認定又は同条第２項若しくは第３項の規定による変更の届出があったときは、その変更後又は追加後のもの。以下「認定計画」という。）に従って再生可能エネルギー発電事業を実施しなければならない。

（改善命令）

第１３条　経済産業大臣は、認定事業者が第 10 条の３の規定に違反していると認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の失効）

第 14 条　認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第９条第４項の認定（第 10 条第１項の変更又は追加の認定を含む。次条、第 15 条の 17 及び第 15 条の 18 第１項において同じ。）は、その効力を失う。

1. 認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したとき。
2. 第９条第４項の認定を受けた日から起算して再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとに経済産業省令で定める期間内に認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を開始しなかったとき。

（認定の取消し）

第 15 条　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第９条第４項の認定を取り消すことができる。

1. 認定事業者が第 10 条の３の規定に違反しているとき。
2. 認定計画が第９条第４項第１号から第４号までのいずれかに適合しなくなったとき。

3.　認定事業者が第 13 条の規定による命令に違反したとき。

4.　認定計画に係る再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合においては、認定事業者が第 15 条の 12 第２項又は第 15 条の 17 の規定による積立てをしていないとき。

（解体等積立金の積立て）

第 15 条の 12 第２項　認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第 52 条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２～３　（略）

４　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

６　経済産業大臣は、第１項の規定により報告を受けた事項その他この法律の規定により収集した情報を整理して、認定計画の実施の状況に関する情報を公表するものとする。

第 61 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

1. ～3.　（略）

4.　第 52 条第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項若しくは第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。